



航海の安全と豊漁を祈願し船団パレード

第1回定例会

- 平成22年度阿久根市一般会計予算は修正して101億711万7千円に、6つの特別会計予算総額は64億4,955万2千円及び阿久根市水道事業会計予算は原案どおり可決した。
- 平成21年度阿久根市一般会計は、補正予算第6号で11億6,890万1千円を可決して、総額114億6,097万9千円となる。
- 平成21年度阿久根市国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定は、補正予算第4号で126万8千円を可決して、総額6,508万4千円となる。
- 平成21年度阿久根市簡易水道特別会計は、補正予算第2号で342万4千円を減額を可決して、総額3億3,811万円となる。
- 平成21年度阿久根市交通災害共済特別会計は、補正予算第2号で132万9千円を可決して、総額で745万1千円となる。
- 平成21年度阿久根市介護保険特別会計は、補正予算第3号の事業勘定を182万2千円を可決して、総額22億3,428万7千円となる。

平成22年第1回定例会は、2月29日から4月19日までの57日間の会期で開かれ、市長が施政方針を述べ、平成22年度当初予算8件、平成21年度補正予算6件、市道路線の認定についての議案など4件が提案されました。このうち平成22年度阿久根市一般会計予算については修正可決され、その他については原案のとおり可決されました。
このほか陳情5件が採択され、提案された決議6件のうち2件は否決、また意見書4件は原案のとおり可決されました。

平成22年第1回定例会 議案及び審議結果

番 号	内 容	議 決 日	結 果
平成21年陳情第20号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書	平22.2.26	採 択
議案第7号	市道路線の認定について	平22.2.26	原案可決
議案第8号	市道路線の変更について	平22.2.26	原案可決
議案第9号	一般職に属する職員の給与に関する条例及び阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平22.2.26	原案可決
議案第10号	阿久根市職員恩給条例及び阿久根市他の地方公共団体の恩給の基礎となるべき在職期間と、市の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例を廃止する条例の制定について	平22.2.26	原案可決
議案第1号	平成21年度阿久根市一般会計補正予算(第6号)	平22.3.10	原案可決
議案第2号	平成21年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	平22.3.10	原案可決
議案第3号	平成21年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算(第2号)	平22.3.10	原案可決
議案第4号	平成21年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算(第2号)	平22.3.10	原案可決
議案第5号	平成21年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第3号)	平22.3.10	原案可決
議案第6号	平成21年度阿久根市水道事業会計補正予算(第2号)	平22.3.10	原案可決
平成21年陳情第21号	「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書	平22.3.10	採 択
平成21年陳情第22号	核兵器の廃絶と恒久平和を求める陳情書	平22.3.10	採 択
陳情第1号	350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情	平22.3.10	採 択
陳情第3号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書	平22.3.10	採 択
意見書第1号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書	平22.3.10	原案可決
意見書第2号	「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書	平22.3.10	原案可決
意見書第3号	核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書	平22.3.10	原案可決
意見書第4号	ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書	平22.3.10	原案可決
決議第1号	交通事故防止に関する決議	平22.3.10	原案可決
議案第12号	平成22年度阿久根市一般会計予算	平22.3.26	修正可決
議案第13号	平成22年度阿久根市国民健康保険特別会計予算	平22.3.26	原案可決
議案第14号	平成22年度阿久根市簡易水道特別会計予算	平22.3.26	原案可決
議案第15号	平成22年度阿久根市交通災害共済特別会計予算	平22.3.26	原案可決
議案第16号	平成22年度阿久根市老人保健医療特別会計予算	平22.3.26	原案可決
議案第17号	平成22年度阿久根市介護保険特別会計予算	平22.3.26	原案可決
議案第18号	平成22年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算	平22.3.26	原案可決
議案第19号	平成22年度阿久根市水道事業会計予算	平22.3.26	原案可決
決議第2号	竹原市長の政治姿勢に対する問責決議	平22.3.26	原案可決
決議第3号	山田勝議員の農地法違反に対する問責決議	平22.4.19	原案可決
決議第4号	阿久根市議会解散に関する決議	平22.4.19	否 決
決議第5号	竹原信一市長不信任決議	平22.4.19	否 決
決議第6号	松元薫久議員、牟田学議員、石澤正彰議員、山田勝議員に対する問責決議	平22.4.19	原案可決

○議決結果(賛否が分かれた案件のみ)

議 案 名	議員名(議席番号順)														議決結果		
	大田	古賀	松元	野畑	中面	牛之濱	石澤	牟田	濱崎	岩崎	木下	児玉	檜	山田		鳥飼	濱之上
平成22年度阿久根市一般会計予算(修正案)	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◆	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	—	修正可決
平成22年度阿久根市一般会計予算(修正部分を除く部分の原案)	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	—	
竹原市長の政治姿勢に対する問責決議	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◆	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	—	原案可決
山田勝議員の農地法違反に対する問責決議	◇	◆	◆	◇	◇	◇	◆	◆	◇	◇	◇	◇	◇	—	◇	—	原案可決
阿久根市議会解散に関する決議	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	否 決
竹原信一市長不信任決議	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	否 決
松元薫久議員、牟田学議員、石澤正彰議員、山田勝議員に対する問責決議	◇	◇	—	◇	◇	◇	—	—	◇	◇	◇	◇	◇	—	◇	—	原案可決

※松元薫久議員、牟田学議員、石澤正彰議員、山田勝議員に対する問責決議については、松元議員、牟田議員、石澤議員、山田議員は退席し、表決権はありません。
 ※山田勝議員の農地法違反に対する問責決議については、山田議員は退席し、表決権はありません。
 ※竹原信一市長不信任決議と阿久根市議会解散に関する決議については、特別多数議決の案件となり、濱之上議長も表決があります。
 ※濱之上大議長は、議長職のため特別多数議決以外の議案については、表決(賛成、反対の意思表示)権はありません。(表の見方) ◇は賛成、◆は反対

賛否が分かれた案件について の予算特別委員会報告

予算特別委員会はそれぞれ付託された議案の審査等を行い、主に次のような報告が述べられました。

なお、報告等の内容は要約してありますので御了承ください。

予算特別委員会

委員長 瀧崎國治

議案第12号 平成22年度阿久根市一般会計予算

第1回委員会を3月10日、本会議終了後直ちに委員会を開き、正副委員長の選任を行い、3月11日、現地調査を含めた審議の日程を、3月12日から17日までの4日間と定め、全委員出席のもと、議長を除く15名の委員により審議した。

審議にあたっては、3月11日及び3月12日に関係課長等の出席を求め審議を進めたが、総務課、企画調整課、生きがい対策課、水産商工観光課の4課並びに教育委員会事務局の4課等

は、予算案について説明をしない、質疑にも応じない対応であり、さらに財政課は簡単な予算説明はしたが、質疑には応じない対応であった。そのため3月15日に、説明の内容を記載した文書の提出や予算の積算根拠の資料提出を求めたが、執行部はこれに応じることなく、さらに、市長の出席を求めて審議しようとしたが、出席を拒否されると

いう異例な状況の中で予算審議になった。3月17日は総括的に審議し、各委員の意見を求めて審議を行った結果、議案第12号の一般会計予算は修正案が提出され、採決の結果、賛成多数で修正案が可決された。

議案第12号の一般会計予算の修正は次のとおりである。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9488万3千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億711万7千円に修正するものである。

はじめに歳出の修正から報告する。

まず、民生費の児童福祉施設整備事業1億9659万8千円を9469万8千円減額するのである。この件は補助金の交付を民間に移管された折多保育園の施設整備費に充てるものを認めるものであり、折多保育園以外の整備費用は把握できないので減額するものである。

次に、教育費の学校給食費を3718万5千円減額し、土木費の道路橋りょう費を3700万円増額するものである。この件は学校給食費の材料費は学校給食法で保護者負担とされていることや、生活困窮などで給食材料費を支払えない方々には阿久根市でも要保護、準要保護者への支援制度が整備されていること。

また、本年度から国の子ども手当や高校の授業料の無償化など、子育て世代への手厚い制度が創設されていることから、これらの金額を市民の身近な生活環境の整備に充てることとし、市内の各区長からの要望が特に強い道路の維持修繕費に充てるものである。

次に、歳入の修正について報告する。

歳入は歳出予算の児童福祉施設整備事業費に充当されている

県支出金の県補助金6512万円と市債の2950万円を減額し、折多保育園の施設整備に関するものを認めるものである。

また、歳入歳出予算の総額の調整のため、繰入金金の基金繰入金金を26万3千円減額するもので、この減額は財政調整基金繰入金金を減額調整するものである。

次に、組み替えの修正について報告する。

平成22年度の市内79区への補助金が平成22年度は、25万円であり、区長会への補助金を平成21年度と同様にするため、総務費の区長会運営補助金を946万8千円とし、同じく旅費を483万7千円とするものである。この件はこれまで負担金補助及び交付金の費目で支払ってきた区長への運営費を、旅費の費目で支払うことは各区長の補助金に変更が生じることになるため、これまでどおりの補助とするものである。

また、観光費のふるさと雇用再生特別基金事業2200万円を、賃金に組み替えるものである。これは阿久根市でも喫緊の課題である雇用対策を進めるため基金事業を直営事業で行い、効果的な雇用の増加を図るもの

である。

今回の予算審議は、議長を除く15名全員で行ったため、特に議案第12号は、質疑等の報告は割愛させていただき、委員からの総括での意見等を中心に報告する。

今回、また、総括質疑が行われず、委員会審議にも応じない課があつたため、総括して委員の意見が多く寄せられ、委員会審議が唯一の審議の場になった。

はじめに、議案第12号、一般会計予算の総括意見から報告する。

委員より、「私たち議会は市民に対して説明責任があり、疑問点等を市長等にしつかりと質疑を行ったうえで、その是非を判断しなければならぬが、今回のように市長が議会への出席を拒否し、説明をしなければ議論は成り立たない。

マスコミを理由に出席を拒否し続けているが、マスコミが理由ではなく、最初から説明をしたくない内容があつたとしか受けとれない。

そのような状況の中で市長は、昨年12月2日に議会の議決がいらぬ阿久根市告示第100号によって保育料の引き下げ

を決めており、その結果、阿久根市の収入は分担金及び負担金の児童福祉費負担金が5165万円ほど減額となっている。さらにごみ袋の値下げによって、使用料及び手数料の清掃手数料が1200万円ほどの減額である。国からの交付税が今後、減額されると予想され、自主財源の確保が市政運営にとって重要な時代にかがなることかと思っている。

歳入予算の県支出金の次世代育成支援対策施設整備事業費が1億3516万円計上されているが、県の予算は6500万円ほど少なくなっている。

民生費の児童福祉施設整備事業に1億9659万8千円計上されているが、県には新設許可申請すら提出していない保育園の新設に補助金を交付しようとしている。県が許可していない保育園の新設には補助金の交付は認められない。」との意見が出された。

他の委員より「観光費の委託料は、県のふるさと雇用再生特別基金を活用するとある。基金の基本的な趣旨は雇用を図ることが目的と思う。臨時職員や市民に直接雇用が図れるように修正すべきと思っている。」

教育費の学校給食費であるが、国の制度の中で子ども手当等の支給等があり、国が子育て支援に重点をおいた予算組みをしている中で、阿久根市も給食費の軽減を一般財源で行うものである。財源を考えたうえ、恒久的か、短期的か、一時的か、わからない状況でこれを認めるべきではないと思う。そして学校給食法で給食に関しては受益者負担の原則を忘れてはならないと思っている。

民生費の児童福祉施設整備事業について、問題は県が認可して予算計上されているかが大きな問題である。保育園の新設や定員増減に関する協議機関である阿久根市保育行政協議会との協議も行われていないと聞いている。申請者は県に対して事前協議を行い、その結果をもって県に設置許可の申請を行う。また、一つの認可はおりているが、予算を確認すると、どうしても一つのものだけは確認ができず、二つの施設が計上されている。そういう中でしっかりとした協議が行われていないものは認める必要はないと思っている。これはまた修正すべきである。」との意見が出された。

他の委員より、「職務上の命令のもとに、被害者でもあり、加害者ともなり得る職員は、全体の奉仕者としての公益、利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を上げてこれに専念しなければならぬ」とあるが、この点において欠席した課長は、この公共の利益のために勤務していると言えるだろうか。欠席した課長は、専念することへの服務に違反ともとれる不法な行為をしていると考える。」との意見が出された。

他の委員より「全て予算は市民に対して公に説明責任があるが、そのこともなされなかったので、極めて遺憾だと思っている。」

総務費の一般管理費で、この旅費について、前年度は507万7千円を計上しているが、今年度は1405万5千円計上している。さらに負担金補助及び交付金で、区長会の運営費に対して前年度は946万8千円予算化している。今年はずっと25万円しか計上していない。この25万円にした根拠について具体的に説明がない。

民生費の児童福祉総務費の負担金補助及び交付金、これは県の安心子ども基金総合対策事業

で、県は19億1639万8千円、県内で保育所創設として30カ所を予定している。調査によると協議が整っているのは折多保育所だけとなり、具体的にどこか総括質疑で申し上げるところであったが、これも説明がない。

西目地区に児童館を開設するとなっており、確かに前年度予算からすると422万4千円増えているが、これは具体的にどのように児童館の事業を展開するか明らかになっていない。保育所運営費が前年比からすると1420万4千円増額している。今回、出された補正予算では4300万円減額にしている。このように一方ではしながら、さらに当初予算では1420万4千円増えているからこれも非常に問題がある。

観光費の委託料、県のふるさと雇用再生特別基金事業は、基本的に雇用対策が重点なので、委託料でなく直営で雇用の増大を図った方が効果があると思っている。

観光費の阿久根大島航路運行事業補助金、203万9千円となっており、どういう根拠でこの補助金を出すのか、まったく説明がない。

教育費で大川小学校の講堂をつくるということであるが、国の補助事業を使って不足する部分を一般財源から支出することが極めて重要ではないか。

教育費の学校給食費の関係であるが、これも支払った人に対して補助をすることになっており、最近私立の学校に通っている子供もいる。それに対して補助をしないのではないか。さらに生活が苦しくて支払わなかった人にも給付をしない。一方、生活保護とか、それに準ずる方には助成するようになっており、その人も払うことになるが、そういう人にも補助金を出すのか、それらも明確になっていない。この予算は修正する以外ないと思う。

歳入について、保育所運営費が前年度比からすると5165万4千円の減である。これを当然一般財源から補てんをするわけだから、単年度で5165万4千円であるから、これがずっと続くとすれば果たして阿久根の財政運営は一体どうなるか。それから11月2日の告示内容を見れば、国が示した基準からすれば大幅に二分の一、あるいは三分の一程度になっている。これは今後の財政運営にいろいろ

な問題が発生をしてくるのではないか。この予算は、修正を求めていく以外にないと意見を申し上げたい。」との意見が出された。

他の委員より、「すべての職員は全体の奉仕者として公益の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を上げて、これに専念しなければなら

ないとする地方公務員法第30条に抵触していると思う。法令や条例を守らない市長の命令は、地方公務員法第32条は適用外であると思う。職員は市民に対し申しわけないと思わないか。クビが怖くて市民を守るか。そんな勇氣のある人はいないのか。

商工費の乗り合いタクシー運行について、平成22年度は試験的であるということであるが、よその地区でやっている巡回バスの形態ではどうか比較しているのか。大川地区の運行事業計画案を見た場合、運行区域、運行内容等利用者の不満が多く出てくる気がする。早めに市内全域にも施行してほしいと思っている。

今の政権は若い世代に対しては、子ども手当、高校授業料免除等、手厚い政策がなされてい

るが、高齢者に対しては政策が少ない。阿久根市も平成22年度予算も同様に、このような予算の組み方が見受けられると思っ

ている。そういう観点からも生産活動、所得の向上についての予算化の取り組み、これも大事ではないかと思う。」との意見が出された。

他の委員より「市長が広報誌1月号、あるいは防災無線等を使って、1月に給食費の半額補助を決めたとか、保育料も安く

なるというような放送をされ、12月の一般質問の中で意見箱の中身について市長に質問したところ、議員として自分で市民の意見を集約すべきだと言われた。

市民の意見を聞いたが、その中で給食費の補助について、市長の公約どおり完全無料化なら

いいが、中途半端はしてほしくない。自分の子どもの給食費は親が払って当然だと。民生委員に給食費の補助申請をしましょうかと言われた人も、その方

は子供の給食費は親として当然払うと答え申請を断った。給食費の半額補助や保育料補助が決まれば市民税を払いたくなくなる。

民主党政権に変わり、子ど

も手当が支給されるからそれで充当したらいいだろうというような意見が出て、この学校給食費は、当然認められないという立場で意見を述べさせていた、だ

く。」との意見があった。

委員より「新規事業の乗り合いタクシーの運行事業について、もっと事業内容を詳細に教えてほしかった。資料によると、大川地区の対象地区として

非常に範囲が狭い。この対象地域に牛之浜地域が入っていない。また、何とか高齢者が本当に安心して人並みに医者に見てもらい、また買物ができるように対象範囲を広げてほしいと思う。利用率を高めるには、対象地区の範囲を見直してほしいという気持ちである。また使用料金について見直してほしい。」との意見が出された。

一般会計予算の修正案に対する討論内容

議案第12号修正案に対する議員の討論が次のように述べられました。

なお、内容は要約してありますので御了承ください。

反対討論 牟田 学議員

今回の一連の騒動はすべて阿久根市議会に問題があったと思う。市長の要求書に対して議会は答えを出していない。あなた方が言われる開かれた議会を求めらるならば、一般市民に対しても議会の録音、撮影を開放すべきではないか。その答えも出

市民に対して説明がつかないの

で、不透明な部分は減額修正すべきと考え、修正案に賛成。」であるとの意見が出された。

最終的に挙手による採決を行い、賛成多数により、修正案を可決すべきものと決し、また修正箇所を除いた原案部分は、委員全員により可決すべきものと決したところである。

以上で、議案第12号、一般会計予算の審議の報告を終わる。

さないで、ただひたすら市長が議会への出席を拒否しているの

一点ばり、マスコミ各社にこのことだけを強調して、解決策を講じることができないというよう

り、竹原市長を再度引きずりおろすため、恣意的に、それをやら

ない民意を真つ向から否定する議会であると思う。

昨年、5月に再選した市長と議会は、その時から今まで不信任の状態が続いている。市民の負担を少しでも減らそうとする市長の政策にことごとく反対する。

ごみ袋の値下げには、三回も否決をした議会である。

今回の予算修正案を見るとそのことがよく分かる。市長が議会への出席を拒否し、説明がないから認めることはできないというのであれば、折多保育費も認めるべきではないのに、予算修正案にはこう書かれている。折多保育費のみ認める、以外は不要ということが多数派議員に何らかの意図があるのでしょうか。

国では子育て支援事業として近く始まる子ども手当、また、高校の無償化と進もうとしているときに、阿久根市の予算特別委員会の結論は、竹原市長の公約である学校給食の半額化も認めないばかりか、子育て支援事業を削り、その分の予算3700万円あまりを土木費の予算に増額し、それを認めている。

この一般会計修正予算を提出した10名の議員は阿久根市民のことを考えているのか。私はこの修正案に到底納得できないので反対する。

賛成討論 岩崎健二議員

竹原市長は地方自治法第121条に明らかに違反し、課長等にも説明、答弁を許さず、地方公務員法にも抵触する恐れのある

行動を強要し、脅迫とも受け取られる発言をしている。法治国家において決してあってはならないことであり、公人として失格と言わざるを得ない。

そのような状況の中、1月15日行われた鹿児島県市議会議員研修会でも講師の話にもあったように、議会の役割は執行部より提案された予算案について、無駄の排除やその適否を判断して、修正することこそ本来の議会のあるべき姿であると講演されている。

私は今回提出された原案について、市長の説明もなく、不透明な部分が数多くあり、市民に対して説明がつかないので、その適否を判断して不透明な部分について修正すべきと考えている。よって本修正案に賛成である。

反対討論 石澤正彰議員

私の意見のほとんどが、先に討論をした、8番議員と重複するので、私はさらに市民に理解をいただけるよう小学生、中学生の学校給食費を阿久根市が半額負担する、約3700万円の全額を削減したことについて、話をさせていたいただきたい。これには、多数派議員が全会一

致の様相であった。つまり、そういうありさまであったということである。

私がおつとも残念であるのは、常に社民党を代表して質問をされる8番議員までも賛成者として名を連ねられていることである。社民党は国民、市民の福祉や子供たちの教育行政など、一番手厚い理想を掲げていた政党ではなかったのか。本当に残念である。

今や政権政党となった民主党の公約的アピールのタイトルにコンクリートから人へとある。

阿久根市議会の多数派議員は、赤信号みんなで渡れば怖くないとばかりに削減した給食費負担約3700万円をそっくり公共事業、土木費に充てた。議員の家業で市発注の仕事をされている方が、我々、市議会の中に何人ほどいるか、市民の方も一度数えてみていただきたい。

政権与党の民主党はコンクリートから人へ、私も在籍している阿久根市議会は、人からコンクリートへ、本当に市民にとっては腹立たしいことだと思いが、非常にわかりやすい話だと思ふ。子ども手当が国から支給されても苦しい生活の中では、給食費をカバーできるほどのも

のではない。高校無償化とは関係のない話である。

阿久根の将来を見据え、若い人たちが子育てしやすい環境をつくることは、喫緊の課題である。差し迫って大切なことだと私は申し上げている。このようない方をすると、議会軽視の竹原市長は許さないと、いろんな意見が出ているが、あなた方はすぐそのような意見をたくさん議場以外でも話し合いをしている。

しかし、一度振り返っていただきたい。先ほど8番議員も言っていたが、多数派のあなた方は、よってたかって竹原市長を不信任にし、引きずりおろし、激しい選挙戦の末、民意により竹原市長が再選されたわけである。あなた達は、一生懸命相手候補を応援して負けたのでしたよね。少しは神妙にするのが人の道、それを何を勘違いしているのか。

過去に負けた方を応援した業者など勝った市長から指名も外され、仕事もさせてもらえなかつたと、ある土木建設の業者から聞いた。根も葉もない話ではない。皆さんこれが真実である。竹原市長になってそんなことが起きていくか。公平な競争で仕

事をしているのではないか。

それなのに市長の親族の会社が1円違いで落札したと新聞やテレビにリークして、つまり意図的に漏らすということを作法的に行っている人がいるのではないかと私は疑っている。おまけに市長の親族の会社がたくさん仕事をしているような報道をさせている。私は調べた。市長就任の2008年頃からその会社は落札している数は2件だけである。また、ある新聞社もそのように報道している。

阿久根の将来のためにぜひ、小・中学生の子供たちの手に給食費の負担を返してあげていただきたい。

賛成討論 檜垣幸雄議員

竹原市長は市民の命と暮らしを守る平成22年度の重要な市初予算案を市民の代表である市議会に提案しながら、予算内容の具体的審査に当たつての地方自治法に基づく議長からの市長に対する出席要求を拒否するなど、市長不在の中で本予算は予算特別委員会で審査した。

総務費の一般管理費の旅費は、区長会運営補助金と関連があると史料されるが、区長会への具体的説明がないことと、費

用弁償で支給することになると、全集落への支給が減額されること、市役所から2キロ未満の集落は支給されないことになる。市政運営上、重要な役割を果たしていた、だいている区長会への補助金の減額は許されないものである。したがって、昨年並みに予算を組み替えるのは当然である。

次に民生費の児童福祉総務費の児童福祉施設整備事業は、調査したところ、県の安心子ども基金総合対策事業において、保育所の計画的な整備事業費補助として実施されるもので、県に申請している施設は阿久根市は1箇所と伺っている。したがって、不明確な部分の9469万8千円の減額は当然である。

次に観光費の委託料であるが、県のふるさと雇用再生特別基金事業は雇用創出が基本である。委託料では事業所の経費に支出される分が出てくるわけであり、その分、雇用創出が減ることになる。市直営で全額賃金として組めば、さらに雇用創出につながるわけであり、今日の厳しい雇用情勢のもとで雇用創出は最優先すべきである。

次に教育費の学校給食費の3718万5千円を減額し、土

木費の道路維持費に充てる修正であるが、学校給食法で学校給食の食材代は保護者負担となっている。生活困窮で困っている人には、給食費を払えない部分について助成措置が行われている。

また、本年度から国において、中学校3年まで子ども手当一人月額1万3千円を支給し、来年度は2万6千円支給すると鳩山政権では申し上げている。高校生の授業料の免除も国会で可決の見通しとなっている。さらに医療費も6歳まで免除している。保育園の保育料も、阿久根市は本年度から国の基準額より半分以上に軽減をしている。その財源として昨年度より、5165万4千円一般財源から持ち出し増となる。以上のように子育て支援は、充実をしてきており、特に今年度から始まる子ども手当の中から給食費に充分あてられるものと私は判断している。

一方、住環境整備について、各区長から道路の側溝のふたなどの整備など、市に対して現在、6億円を超える要望が出ており、こういった安心・安全の道路にするためのインフラ整備は非常に重要であり、この修正

は当を得ていると私は思っている。

したがって、限られた予算を市民全体の安心・安全の暮らしを守るために、総合的、合理的に公正・公平に配分すべきだと思う。よって本修正案に賛成する。

反対討論 山田 勝議員

今回の議会に市長が議案を提案して総括質疑、あるいは、委員会に欠席を拒否する理由についての市長の要求を受け入れなかった議会が対応しなかったことについて、非常に残念である。

しかしながら、そういう中で特別委員会では委員長は頭振りだけをして、その後カメラを排除しての審議がされたことは、委員長の決断に敬意を表したいと思う。

先ほどから、法の解釈についてある話があるが、私は前鳥取県知事の話の中で一番感銘を受けたのは「法律の解釈には、100人100通り、10人10通りあります。それが最高に正しいという話ではないのですよ」という話をされたのが一番感銘を受けた。法の解釈と言うが、現実に最終的な結論はないわけである。だから、いろんな見方が

ある。いろんな考え方があって、ただ単にある人が言った、マスコミが言った、大学教授が言った、それが100点ではないわけである。

そういうことで、私は今回の問題について、特に法律が、特に法を無視したという話をする方がたくさんいるが、法律は100人100通り、10人10通りの解釈があるということの前鳥取県知事が言われ、あれだけがものすごい感銘を受けている。

反対の理由は、7番議員そして8番議員が、熱っぽく話をされて重複する。残念なことは阿久根市は子育てがやりやすい、出水市よりも、あるいは薩摩川内市よりも子供を産んで育てることがやりやすい、そういうまじをつくってくれるだろうと期待を私ももちろんであるが、市民も大変期待をしている。そういう中で、今回3718万円の学校給食費の補助金も削って、そして、そっくりそのままコンクリートの建設に回したことは、非常に残念である。

しかしながら、私は今回の道路維持費の予算、建設費は、ここ近年の当初予算として目減りをする予算であるとは思っていない。普通解釈する予算である。

それを思い切り学校給食費から削ってコンクリートに充てることは、非常に残念。市民の期待を、子育て世代の人達の期待を裏切ることだと思っている。そういう方々からの意見もたくさん聞いている。

この場を借りて申し上げるが、かつて私が議会でどんな議論をしても、何を指摘しても、あとから見てみると市長、職員を含む執行部の権力を嫌というほど実は見せつけられ、ていよく騙されてきたことがたくさんある。いまだに不透明なことばかりである。であるから私はこれを機会に、もっと竹原市長は不透明な部分も公開をしてオープンにして、議員全体でそれを見つめて、議論をして行かなければならないと思っている。そうしなければ市民に安心して生活できる、市民に納得していただく、阿久根市政にはならないと信じている。

今回の議案第12号は原案どおり可決して、市民に答える必要があると思うので、修正案に反対する。

賛成討論 中面幸人議員

市民生活に大変重要で、遅れることがあってはならない新年

度の予算案が上程された。

議案を調査したら私も考えていた新規事業等が盛り込まれていたもので、いよいよ施策等の議論が市長とできるものと期待をしていたが、市長や一部の課長が出席を拒否し、予算内容の説明や質疑に答えない事態になった。

若い世代への支援制度に対する予算や、高齢者が今もつとも関心のある市内循環バスのな交通移動手段の予算などに対する恒久的な財源問題など、市民が充分納得できるような議論をしなければならぬ。

また、緊急課題である雇用問題や景気対策等、生活基盤の施策も大変重要であり、現政権下の政策等とも鑑みながら、あらゆる事業に取り組むべきものと考えている。

そこで、予算の中身について説明しない案件は、本来であれば執行するに値しないものとして否決すべきものと考えているが、私たちは市民の生活優先や弱者への早期援護のためにできる限りの調査を行い、勉強会を重ねた結果、中身のわかるものは承認するものとし、事業内容が不明で説明のない案件は減額修正や廃目とした。

そして、減額した予算分は、市内の区長から要望が特に強い道路等の維持修繕費に充てることにした。

本来ならば、この二元代表制における地方自治体では、市長が自分の施策を承認してもらうためには議会に対して十分な説明を行い、議論を重ねる努力が必要であり、今回の事態は異状であるとしか言えない。

よって、私たちが市民の立場で議案を修正し、市民が不安や不信を抱かぬような、また、市民生活に影響の出ない修正案であると思うので、私は本修正案に賛成する。

反対討論 松元薫久議員

本3月議会は、前代未聞の事態となった。予算審議に市長はじめ執行部が出てこないという事態は、市民に対する説明責任を果たしていないと言われるが、もちろん市長の責任は当然のことであるが、責任は議会にもあると認識されているか。

出席を促す紙切れ一枚渡し、議会を空転させない努力をしたと言えるか。市長は密室での審議を要求しているのではない。市民への予算の説明責任があると言われるのであれば、繰り返し

される無意味な議会は、議会としての工夫により、避けられたと考えている。いい加減、感情的な対立はやめよう。市民は迷惑し不安になっている。

竹原支持とか、竹原不支持しか、視点を持たない議会はどれほど視野が狭くなっているかという自覚を持つ必要がある。

そのような全くの不信の関係にある執行部と議会において、審議もないままに提出された修正案には賛成できない。

厳しい時代にあつて、市民は生活支援を軸として行政サービスを望んでいる。修正案は子供よりコンクリートを選び、国からの子育て支援で十分だと切つて捨てた。人口の減少をとめ、さらに子育て世代が阿久根市に多く住んでもらえるまちにするために、国の政策に乗っかるだけではなく阿久根市独自の個性を出すことが重要である。

市政の混乱をすべて市長の責任としたのであろうが、長引く混乱の結果、市民は冷静な判断を始めている。

我々議会は情報のオープン化を徹底すべき時にある。

深い問題意識を持った市民に、現状の議会で行われている小手先のごまかしは通用しなく

なる。民意を反映すべき予算において、修正案は民意からほど遠く、市長の公約つぶしの意図しか見受けられない。

市民からの批判に修正案を提出した10名の議員が責任を取る覚悟があるとも思えない。よって私は議案第12号の修正案には反対するものである。

賛成討論 木下孝行議員

今回の議案第12号は22年度の当初予算であり、市民の1年間の安心・安全な生活を担保する大事な案件である。その大事な案件を市長自らが提案をしながら、その後の議会への出席拒否、そして課長説明も拒否させたことは予算成立を放棄したものと恐れ、その無責任な行動を誠に遺憾に思うところである。しかしながら、市民の安心・

安全な生活を鑑みたとき、まずは予算を認めることが第一である。しかし、十分な説明のない中ですべてを安易に認めることは、財政的、将来的な観点から見ても危険なものである。

今の阿久根市の喫緊の課題は、雇用対策と市民所得に関係する産業の振興である。そして、子育て支援は、今、国が子ども手当等を含め、手当を行おうとしている。

阿久根市の財源はいまだ厳しい状況である。そのような観点で勘案すれば、十分な説明がないものや、明らかに不透明な事業等は修正して議会は承認すべきと思う。

そして市民に対して安心・安全な生活ができることを担保し約束することだと思ふ。

竹原市長の政治姿勢に対する問責決議の討論内容

賛否が分かれた決議に対する議員の討論が次のように述べられました。

なお、内容は要約してありますので御了承ください。

反対討論 山田 勝議員

一昨年、竹原市長が登場してから議員と完全な意見の食い違い、考え方の違いと民主主義に

竹原市長の政治姿勢に対する問責決議

竹原市長は、平成22年第1回定例会において、3月4日及び3月5日並びに3月10日の本会議への出席を拒否し、市民生活に密着する重要な平成22年度阿久根市一般会計予算の説明を拒んできた。

また、3月11日から4日間の日程で開催された予算特別委員会においても、特定の課長に当該予算の説明を行わないように命令するなど、議会及び市民への説明責任を果たしてきていない。

さらに、3月18日及び3月19日の本会議での一般質問にも、竹原市長は、出席を拒否し、地域住民から市政に対する要望・意見等を代弁して行う議員の質問に答えただけでなく、聴こうとすらしていないところであり、市長としての自覚がまったくない。

また、竹原市長は、憲法及び地方自治法に明確に規定されている議会制度を理解していないだけでなく、二代表制としての議会の存在を否定するような態度に終始している。

このような竹原市長の市政の最高責任者としての自覚の欠如、説明責任を果たさない態度は、憲法・法律を無視し、議会制民主主義を否定し、市政を私物化して独裁的に行うものである。議会としてこのまま容認することは、断じてできないものである。

よって、竹原市長の市民及び議会への不誠実さ及び行政のトップとしての説明責任を果たさない態度に対し、また、市政の最高責任者でありながら法令を遵守しない不誠実で独善的な市政運営を取り続けている竹原市長に対し、厳しくその責任を問うものである。

以上、決議する。

平成22年3月26日

鹿児島県阿久根市議会

**竹原信一市長不信任決議の
討論内容**

反対討論 木下孝行議員

本議案は市長に対して、信任できないため市長に辞職を求め旨の議案である。

しかし、提案者を含め賛同をする4名の議員は、市長の不信任に対する最大の権限である議会解散権を行使させる意図をもつて、提案したものである。このことは提案者である3番議員の4月12日のブログで「現在の議会は解散し、新しい議会が必要だ」と記述している。

また、7番議員は新聞のコメントに「不信任案は市長への不信任ではなく、あくまで手法である」と答えており、決議の本旨を逸脱した行為は、市民を混乱させ、愚弄するものである。明らかに不信任決議の本旨の体をなさず、作爲のもと行われるものである。

そして今市民が強く求めるものは、市長の資質と政治姿勢で招いた阿久根市の混乱の責任である。市長自らの辞職であり、

その潔さを果たすべきである。なおかつ、この議案の趣旨に沿い4名の議員の責任は市長に辞職を実行させることである。よってこの決議には反対をすべきものと思っている。

賛成討論 石澤正彰議員

私は自分のブログで過去歴代の市長は選挙で応援しなかった阿久根市の指名業者を指名から外し、仕事をさせないなどの報復を行ったことをアップしたら、これを裏付けるメールをいただいた。

自分たちが引きずりおろした者が、再度、民意により市長になった。しかし、この引きずりおろしの議員の中にはあいつも変わらず差別もされず、引き続き自由な競争で仕事を得ている。私もこれが正義ある姿だと思っ

ているし、信じている。しかし、何かおかしくないか。反対議員の方は、自分たちが一番偉い者であるかのような錯覚をしていないか。あなた方は、自分の立場がわかったうえで、

対する根本的な違いがある。それに対して数の論理で反対し、問責決議を出されることになっていく。私は問責決議を出されるなら議会にも同じぐらいの責任もある。したがって今回の市長に対する問責決議には断固として反対である。

賛成討論 檜柑幸雄議員

私ども市議会は、何もないのに竹原市長と争う必要はないわけであり、問題は竹原市長は市

長に就任以来、法律や条例、規則を無視して、独善的な市政運営を今日まで行ってきた。法的な機関である首長が法律を守らないでいいかということである。

私どもは、市長がきちつと法律を遵守して、法律に基づいて市政運営をすることを求めているのであって、あえて個人的に反対をしているわけではない。したがって、今日の憲法や法律、条例、規則をきちつと守っている。

ただければ何も反対しない。そういうことを守らない以上、市長の資格が問われるわけである。

今日までの市長の市政運営の姿は、まさしく法律違反、憲法違反である。基本的に言えば市長失格である。したがって、十分そのことを反省して、今後きちつとした市政運営を行うことを求め、そして本問責決議案は当然であり、賛成するものである。

竹原信一市長不信任決議

現状の阿久根市議会は、市長と不信任の関係にあります。今3月議会におきましても、市長の責任を問う問責決議が可決されました。しかし多くの市民が混乱の原因は議員にあると口にします。多数の議員は、市民に対し市長リコール運動をあおり、市政を混乱させている責任をすべて市長の責任にしようとしています。まさに混乱の極みにあります。

議会多数派と市長とのねじれ、それはつまり主権者である市民と議会がねじれているということです。

われわれは市長を支持していながら、地方自治法第178条の規定により不信任決議案を出すという苦肉の選択をします。市政の混乱をおさめる最終手段にあたる重大な決議案であります。私には多数派の議員が反対する理由が見当たりません。

阿久根市発展のために、主権者である市民の洗礼を受けるべきときです。

以上、決議する。

平成22年4月19日

鹿児島県阿久根市議会

世間でまた市長を引きずりおろそうとしている。そして今度は、市民にリコールしなさいと、市民に相撲をとるように呼びかけ、相撲をとらせ、自分たちは安全なところにいるという厚かましき以外の何物でもないと思っている。

な市長がいるわけである。議員という立場はそれぞれの個性を市民が判断して選ばれているが、あなた方は12名が集団を組み、議会の中で役を決めるのもその中から誰が手をあげて誰を推薦するかも事前に打ち合わせをして周到に談合をして、自分たちのグループを決めてきた。それが証拠に阿久根市議会の根幹をなす、議会運営委員会で我々4名、誰一人、入っていない。委員長が束ねる議会運営委員会であるが、ほとんど委員

長が考える方向で進んでいる。議案は、市民のためにぜひ賛成していただくよう、切望するともにかねてから不信任の声をあげている方々、必ず理解をしていただいて起立を願いたいと思っている。

反対討論 牛之濱由美議員

提案者に対し質問させていただいたが、明らかに市長の選肢である辞職か議会解散、二択のうち議会解散だけの目的の提案であり、4名の議員の方は市長に対して、不信任でもないのにこのような地方自治法の乱用とも思われる提案自体、議論に値するものではないと思っ

また、議会解散目的だけを提案理由とすることは、議員選挙を促すことである。2年連続の選挙に係る費用も莫大な費用となる。市の予算を圧迫することを議員の立場として、到底賛成できるものではない。

平成22年度当初予算はすでに可決されている。当初予算を可決することは、少なくとも今年度、市長の方針に同意したということである。

先ほど述べたように市長不信任案は市長へ辞職を促すために

提出される議案であり、議会解散目的のために提出する議案ではないこと。こうした点からも今回の不信任案という議案提出そのものに反対の意味もあり、賛同できるものではない。

反対討論 榎柑幸雄議員

竹原市長は、特に本定例会で、憲法、法律に公然と違反し、議会制民主主義を否定し、そして一方では、市の抵抗勢力を一掃すると公言していることは、市政の私物化と非民主な独裁政治を意図するものであり、そのような市民、議会への背信行為は断じて許されないものである。

したがって竹原市長は、公務員として失格であり、直ちに自ら市長の職を辞任すべきである。にもかかわらず、自らの姿勢を正当化し、市政混乱の諸悪の根源を議会に責任転嫁し、市長支持派の議員と結託して市議会解散を主たる目的として、市長不信任決議を提案すること自体、議会の権能を放棄させる何物でもないと思うところである。

したがって、この不信任決議案は市長不信任ではなくて内容そのものは、議会解散が目的であるから自らの責任をとっても

らう意味から、私はこの不信任決議案に反対するものである。

反対討論 濱崎國治議員

竹原市長のこれまでの言動や平成21年第3回定例会での一般質問での対応、また、自身のブログで障害者差別とも受け取られる記述をした問題での対応、懲戒免職処分に伴う鹿児島地裁や宮崎高裁等の決定に従わず、法を無視し、違法な状況をつくり続ける態度、職員の降格処分に対する市公平委員会の取り消し決定に従わない状況など、市長として市民に対し、議会に対し、説明責任を果たしていないだけでなく、不誠実な態度は極めて無責任であり、決して見過ごすことのできない態度である。このような竹原市長の態度は、議員の一人として断じて容認することはできないものである。

特に今定例会での議会対応への不誠実さや、竹原市長の説明責任を果たさない態度、さらに市民生活に密着する当初予算や総合計画の審議では自らが出席しないばかりか、担当課にも欠席するよう命令するなどの態度は、議会を冒瀆しているだけではなく、議会軽視もはなはだしく、地方自治法にも違反するも

のであり、法を守るべき市長が法を守らない状況は、厳しくその責任を問われるものであり、独裁的なこれらの行為は市長不信任に値するものであると思っ

ている。
しかしながら、先ほどの質疑で明らかになったように、今回の市長不信任決議案は、市長の不信任になつていないと同時に、市長が狙う議会解散による市長の政策に何でもすべて賛成をする議員の増員を図ろうとする画策と否決されれば議会多数派議員の姿勢を問う政治的な駆け引きと考えられる。
また、決議案の提出は自らの

松元薫久議員、牟田学議員、石澤正彰議員、山田勝議員に対する問責決議

本日決議第5号が、松元薫久議員を提出者に、牟田学議員、石澤正彰議員、山田勝議員が賛成者として提案された。

提案理由や質疑の中で、市長に対しては信任しているが、議会を解散させるためだけの意図的な提案であったことが明白となり、本来の不信任にまったく値しない趣旨のものとの提案であった。

しかも、記名投票における採決では、みずから提案した決議案にもかかわらず、4人全員が反対するという議員提案権、議会制度のみならず、市民をも愚弄する行動をとった。

このことは、議員としての自覚の欠落、責任をまったく放棄したものであり、市民から負託を受けて活動すべき議員のとるべき態度ではない。

したがって、阿久根市議会は4名の議員に対し、深く謝罪を求めるとともに、議員としての責任を強く問うものである。

以上、決議する。

平成22年4月19日

鹿児島県阿久根市議会

これまでの政治姿勢を否定し、議会をもてあそんでいるとしか言いようがなく、議会を解散させるために市長不信任決議の手法を利用しようとするには、

議員の政治姿勢として適切でないと考ええる。以上のようなことから竹原市長の不信任には賛成であるが、今回の市長不信任決議案には反対するものである。

松元薫久議員、牟田学議員、石澤正彰議員、山田勝議員に対する問責決議の討論内容

賛成討論 木下孝行議員

ただいま提案者から出された議案についてであるが、一言で

言えば議会と市民を愚弄するものである。前代未聞であり、4名の議員の資質は最低のレベルである。自ら提案し、補足説明で賛成ありきの答弁をしておきながら、結果、反対票を投じる。

まさに、市長や4名の議員が日頃から口にする「議会は茶番である」と言っているが、まさにそれを地で言う茶番劇である。

この4名の議員に対して提案理由のとおり議員としての倫理観や道義的責任をとっていたかどうか。特に14番議員に関しては、議員年数28年という模範になるべき立場である。よって議員辞職も含め強く望むものである。

賛成討論 中面幸人議員

竹原市長不信任決議を提出し、質疑に対し応答、また補足説明までしておきながら、表決で反対票を入れた4人に対し、市民から負託を受けた議員とは

思えない行動に同じ議員として恥ずかしさを感じる。

目的は議会解散であったのだから4人が辞職して市民からの真意を問うていただきたい。よってこの問責決議に賛成したい。

山田勝議員の農地法違反に対する問責決議の討論内容

反対討論 石澤正彰議員

本議会は前の議会で政務調査費の不正使用した複数の議員に問責のひとつもやってない過去がある。

今回についても平成9年に行われた。14番議員はうっかりしていたと話をしていたが、これで問責を皆さんやるのか。

これには施工した業者もいるはずである。いくら28年目の議員、議長経験があるからといって、必ずしもすべてがわかってやったとは私は思っていない。

本人にペナルティを科すのであれば、問責をするのであれば、施工した業者には責任はないのか。議決するのであれば施工業者の指名停止を含むペナル

ティを科すべきだと私は思っている。

賛成討論 児玉賢一郎議員

提案理由にあるように14番議員は現職議員中、最も長く議員をされ、前回の選挙でもトップ当選している。

先ほどの市長不信任案の提案者の一人である。驚くことに全員反対、提案者が反対するという異例のことがあったが、想像するに14番議員のシナリオ並びに演出ではなかったかと疑いたくなる。

また、農地法違反もしている。この案件が採択されることを心から願う問責決議を14番議員が重く受けとられることを願っている。

山田勝議員の農地法違反に対する問責決議

山田勝議員は、農地を無届けで自宅増築のために宅地に転用したとして、市民から通報があり、農業委員会の調査の結果、平成9年に農地を無断転用して木造平屋建住宅約31平方メートルを増築し、また、増築部分に面する農地も無届けで庭に転用していることが判明し、農業委員会から行政指導を受けている。

この件に関して、山田勝議員は、「新築でなく建て増しだったので、農地転用の書類を出すのをすっかり忘れてしまった。申し訳ない。」と釈明している。

しかしながら、今年4月1日に阿久根市議会政策研究会が行った議会報告会において、この件について市民から「議員は公人であり、しかも、農地を守る立場にある農業委員の経験者がすっかりではすまされない。」と厳しく批判され、議会としてもその責務を果たしていないと指摘を受け、議会への批判も受けたところである。

また、農地の無断転用により固定資産税で宅地としての課税を受けていないとすれば、脱税や地方税法違反にもなるのではないかとの市民の声もあるところである。

以上のことから、長年の議員経験者で議長職の経験もあり、農業委員の経験もある山田勝議員が議会の信用を失墜させた行為に対し、議会としてこのまま容認することは断じて許すことのできないものであり、山田勝議員に対し、厳しくその責任を問うものである。

以上、決議する。

平成22年4月19日

鹿児島県阿久根市議会

阿久根市議会解散に関する決議の討論内容

反対討論 檜柑幸雄議員

今日の阿久根市政をあえて混乱させようとしているのは、竹原市長であり、その責任はすべて竹原市長にある。

提案者は、あたかも議会と市長がねじれているような言い方をしているが、問題は議会に出席をしない、障害者に対する誹謗中傷の不当な発言をする、裁

判の決定を守らない、法律に違反をする、ことごとく市長がその混乱の大責任者であって、議会にまったく非はない。

したがって、議会に非がある

と認める議員がいるのなら、地方自治法第126条によって自ら辞職されればいい話であって、私は議会にまったく非はないと考えており、この市議会の自主解散に反対するものである。

賛成討論 山田 勝議員

28年も議員をしていると言われてはいるが、28年議員をして感じることは、今まで何人という市長が新しく生まれ変わった。その間、賛成をしたり支持者であったり、支持者でなかったりしているが、ただ、はつきりしていることは、市長を支持しない時も、した時も、市長が提案をした時に副市長、教育長等の人事は、一度も反対したこともなく、併せて議会が否決したことも実はなかった。なぜか副市長あるいは教育長は市長が自分

の政策を実行するために「嫁女をもらうのと同じだよ」ということで、議会はほとんど賛成してきた。

しかしながら、竹原市長が一年9月当選して以来、重要な政策的な議案には、私はことごとく賛成をしているとは思っていない。ことごとく反対をしていると私は思っている。

昨年、市長の不信任案を出した。そして、市長は議会を解散した。新しい議員が生まれた。新しい議員は、市民の反対を押し切って、不信任案を出して市長を失職させた。市長は再度選挙をした。阿久根市民は、竹原信一氏を市長として選んだわけである。

ですから、竹原市長は自分の政策、マニフェストを実行するために数々の議案を提案してきた。しかしながら、非常に重要な部分は、ことごとく私は反対をしていると思っている。ですから皆さんの気持ちは、おそらくあの3月の不信任案を出した時と同じ気持ちだと私は思っている。しかしながら、市民は次の市長選挙で、竹原市長を再任した。その時点で私は市長は市民の信任を受けたということ

で、市長のマニフェストを実現

するための数々の議案に前向きに取り組むべきだと私は思っている。

しかし、ここ数ヶ月見ていると、私は当然市民から信任を受けた市長に対する議会の対応とは思えない。それぞれ意見があると思っている。しかしながら、こういうことであつたら、1日も早く議会を解散してもう一度、市民の信を問うべきだということ、議会解散に関する決議案に賛成をする立場で討論をさせていただいた。

反対討論 大田重男議員

今、阿久根市は、うに井祭の真つ最中である。うにをとる漁師の方々、また、うにを使って料理する方々が阿久根を盛り上げようと頑張っている。一方、不信任決議案、あるいは議会の自主解散決議案を出して紛争している。こういった状況に非常に憤りを感じている。

地方議会解散特例法はあるが、私の知っているところでは、過去に東京都議会が昭和40年6月、茨城県議会が昭和41年12月の例があるようである。この数字を考えるといかに重いものかと考えさせられる。

先の議会で平成22年度の予算

阿久根市議会解散に関する決議

昨年の5月に再選された、竹原市長と阿久根市議会は未だに不信任状態です。ごみ袋値下げ案は、3回も否決をするあり様です。竹原市長が進める政策（新規事業）等にごとごとく反対しています。平成22年第1回定例会においては一部の報道機関と結託して市民の皆様にご心配と不安をおおっています。多数派議員たちは自分たちでは行動は起こさず、かやの外で市民をあおり竹原市政の転覆を企てています。今の阿久根市議会は、阿久根市政を議論する機能はまったくありません。齊藤前市長の長い政権の中で行われてきた馴れ合いの議会、談合の議会など今の竹原市政では通用しないし必要もない。自浄能力のない阿久根市議会は今すぐ解散をするべきである。

われわれ、一新会の4人のメンバーは、行動を起こさない多数派議員と議論をするつもりはありませんが、阿久根市議会を一日も早く正常に戻すためにも一度阿久根市民の信を問うべく、地方自治体の議会の解散に関する特例法に基づき阿久根市議会を解散することを決議する。

平成22年4月19日

鹿児島県阿久根市議会

が修正可決となった。議会はチエック機関とも言われている。今度の議会では本当にチエック機能を果たしていると私は思っている。私も議員になって1年になり、議案を出された4名のうち3名の議員も私と同じである。私は住民の負託を受けて、4年間頑張りたいと議員にさせていただいたと思っている。そういった住民の意思を無視した自主解散は住民への裏切り行為だと思われ、自分勝手に議員の解職をするわけにはいかない。住民からの直接請求による議会の解散だったら、私も納得

できる。ゆえに、この阿久根市議会解散に関する決議案には反対したい。 反対討論 木下孝行議員 地方自治体の議会のあり方を4名の方に、どのように認識しているか問いたいところである。 議会解散をして新しい議会が必要だと3番議員のブログで記述されている。あなた方は、議会が本来の機能を果たさないすべての市長提案を認める議会にしたいのか。竹原市長や14番議

員は、2年前まで賛成ばかりする議会は癒着していると断言していた。そしてその癒着議会をつくりたいのか問いたいところである。 また、今回の予算承認に関しても、財源の担保のない計上の仕方や説明を十分聞かなければ分からないものを議会としてチエックもせず、平気で可決するような議会にしてよいと思っているのか。

この議案の提案者を含む4名の議員は、地方自治法第121条の議会出席の義務違反である市長の議会出席拒否を擁護し、議会と執行部との二元代表制の関係を破綻させるような議員としての職務遂行であり、責任を放棄する態度を本会期中の予算審議を含めたすべての審議中の言動で表している。そのような中で本議案に対して、その他の議員は法と規則の遵守のもと、その職務を果たしており、何ら責任を問われることはないと思

すものである。この4名の議員の自らの辞職を求めたも議会の解散は認められないと思っ

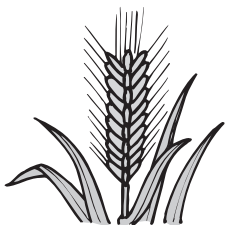
また、どこをどう見ても、どう考えても市議会を自主的に解散する理由が私には見当たらない。議会の解散に関する特例法では確かに自主的に解散できないような規定があるが、解散の請求に関する世論の動向に鑑み

と、第1条に規定しているように、例えば阿久根市議会議員の多くが不祥事等により阿久根市民から市議会は解散して出直して選挙民の意見を聞くというこ

とで、法にのっとり自主的な解散を選択する場合があると理解しているが、任期の途中で議会を解散することはそれなりの正当な理由が必要であり、現在の市議会にはそのような状況は存在していないと考えている。 これまでの市議会等を振り返ると議会と市長の関係は、決して好ましい関係ではないことは理解している。混乱していることも事実である。しかしそれは我々市議会に原因があるのでなく、ブログでの障害者差別とも受け取れる記述の問題や裁判

また、市民生活に密着する予算審議を十分に行い、市政に反映させたいと願っている。市民の声を行政に届け、市政運営に活かすため、総括質疑や一般質問で十分論議しようと思っ

また、私たちが議員に与えられた仕事であり、責務でもあるからである。私はこのようなことから市議会解散に関する決議には反対をしたい。



【平成22年度当初予算の主な事業】

	(単位：千円)
広報用放送施設整備事業	5,106
重度心身障害者医療費事業	72,000
生活介護事業	43,200
施設入所支援事業	191,030
長寿祝金支給事業	4,025
老人はり・きゅう施術料助成事業	2,100
児童手当支給事業	26,975
児童扶養手当支給事業	129,600
乳幼児医療費助成事業	27,000
ひとり親家庭医療助成事業	13,200
小型合併処理浄化槽設置整備事業	48,420
生ごみ処理器購入助成事業	500
えんどう連作障害対策土壌消毒事業	1,375
中山間地域等直接支払制度事業	10,228
遊休農地解消対策事業	2,000
森林整備地域活動支援事業	5,150
藻場・干潟等保全活動支援事業	1,050
稚魚放流事業	1,400
過疎バス運行事業	1,000
乗合タクシー運行事業	4,386
阿久根みどこい祭	5,000
山村留学実施事業	1,500
未来をひらく「阿久根っ子」事業	1,530
九州高校選抜駅伝競走大会	3,600
ボンタンロードレース大会	3,450

委員会活動

☆ 産業厚生常任委員会
 廃油リサイクルにおける資源活用について、農業収益向上に効果のある作物の選定について、商店街の活性化策について、平成22年2月3日から2月5日にかけて熊本県八代市の八代地域農業協同組合、大分県竹田市、福岡県北九州市の九州・山口油脂事業協同組合、熊本県人吉市を調査しました。

☆ 総務文教常任委員会

主な議案の内容

※ 議案第7号
 土地改良事業により造成された道路について、一般車両の通行が多く生活道路の性質が強いことから、市道路線として認定するもの。

※ 議案第8号
 文化施設について、平成22年2月8日から2月10日にかけて、福岡県直方市、同県糟屋郡新宮町、同県同郡粕屋町を調査しました。

※ 議案第9号
 土地改良事業により造成された道路について、集落間を結ぶ主要な生活道路としての性質が強いことから市道としたので、路線を変更するもの。

※ 議案第9号
 国の制度に準じ、月に六十時間を超えた場合の時間外勤務手当の支給割合を引き上げるとともに、引き上げ後の支給割合を適用する代わりに勤務を要しない日又は時間を指定することができる制度を新設するため、条例等の一部を改正しようとするもの

決議

※可決されたもの
 ◎交通事故防止に関する決議
 ◎竹原市長の政治姿勢に対する問責決議
 ◎松元薫久議員、牟田学議員、石澤正彰議員、山田勝議員に対する問責決議
 ◎山田勝議員の農地法違反に対する問責決議
 ※否決されたもの
 ◎竹原信一市長不信任決議
 ◎阿久根市議会解散に関する決議

意見書

※可決されたもの
 ◎改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書
 ◎「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書
 ◎核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書
 ◎ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書

お知らせ

◎ 議会議録の閲覧について、本会議の質問や答弁内容

本会議の様様をインターネットで生中継

市のホームページ(URL=<http://www.city.akune.kagoshima.jp/>)
 平成20年第1回定例会から録画中継でもご覧になります。

平成22年 第2回定例会

6月上旬開会予定です。
 日程は、市の行政連絡放送(防災行政無線)でお知らせします。

を詳しくお知りになりたい方は、市立図書館で「市議会議録」をご覧下さい。
 市のホームページでも平成15年第3回市議会定例会からご覧になれます。

※ 議会だより、議会傍聴に関するお問い合わせは、市議会事務局まで。

TEL (七二)〇八一五
 FAX (七二)二〇二九